

## デジタルスタンプラリー制作等業務委託仕様書

### 1 業務名

デジタルスタンプラリー制作等業務（以下「本業務」という。）

### 2 履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

### 3 業務の目的

本業務は、小田原市の観光においてウィークポイントである若年層に人気があるアニメコンテンツやゲームタイトルとコラボレーションしたデジタルスタンプラリーを実施することにより、新たな層の誘客や来訪者の更なる回遊性の向上と滞在時間の増加を図り、地域経済の活性化を目的とする。

### 4 業務内容

本業務の内容は小田原市内への新たな層の誘客や来訪者のさらなる回遊性の向上と滞在時間の増加を図ることを目的とし、個人が所有するスマートフォンや携帯電話等（以下「モバイル端末」という。）を活用したデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）の企画、各種ツール制作、広報活動等スタンプラリーの実施に係る全ての業務とし、詳細な内容は以下のとおりとする。

#### (1) 実施時期

令和5年10月から令和6年3月末の間の2ヵ月間程度

#### (2) 実施場所

市内観光スポット等

#### (3) 参加者数（目標）

最低600名程度

#### (4) 実施要件

##### ア 概要について

- ・アニメコンテンツやゲームタイトルとタイアップし、参加意欲の醸成を図ること。なお、タイアップ先については受注者の提案とし、可能な限りタイアップするコンテンツは本市にゆかりのあるものとする。
- ・タイアップする際のIPホルダーとの調整は受注者で行い、費用が生じる際には受注者にて負担すること。
- ・スタンプが獲得できるスポット（以下、「スタンプスポット」という。）は市内観光スポット等とし、より回遊性の促進を図れるスタンプスポットを受注者からの提案すること。なお、スタンプスポットは最終的に発注者と協議の上、決

定すること。

- ・制作したスタンプラリーの管理や運営を実施すること。
- ・スタンプラリーの制作にあたってはスタンプスポットと調整し、事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう進捗管理を行うこと。
- ・スタンプラリーの参加料等については無料とすること。
- ・開催時期については、「(1) 実施時期」のとおりであるが、開催期間については受注者からの提案を基に発注者と協議の上、決定すること。
- ・スタンプラリーのネーミングについては、より誘客が図れるような魅力的なものを受注者より提案し、最終的に発注者と協議の上、決定すること。
- ・スタンプの獲得数に応じてノベルティやその他景品（以下、「プレゼント」という。）を用意すること。なお、プレゼントの内容及び抽選方法等は提案すること。また、プレゼントの制作及び発送などプレゼントが参加者に渡るまでの一連の業務は受注者にて実施し、費用は受注者が負担すること。
- ・スタンプラリーの実施に必要な備品（提案内容に応じ、QRコードを印刷したポスター、ちらし、POP等）がある場合には受注者にて準備し、スタンプスポット管理者の了解を得るなどして設置すること。また、そのスタンプラリー終了後は受注者にて備品の撤去をすること。
- ・スタンプラリーの参加方法を広告チラシやポスター等に記載すること。
- ・スタンプスポットからのスタンプラリー参加方法に関する問い合わせがあった際に対応をすること。
- ・スタンプラリー終了後、参加者数・スタンプスポットごとのスタンプ獲得数・プレゼント応募者数などの統計情報や記録写真、広報実績等をまとめた報告書を提出すること（様式は任意）。なお、報告書の書式についてはワードまたはパワーポイントの形式とし、改変可能な形で提出すること。

#### イ システムについて

- ・スタンプラリーに使用するシステムは受注者にて用意し、実施期間中 24 時間使用できるものとする。
- ・スタンプラリーに使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとする。
- ・参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録をすることにより、スタンプラリーに参加できるシステムとする。
- ・スタンプの獲得方法は、GPS機能やQRコード機能等を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法とする。
- ・参加者が獲得できるスタンプ数は、スタンプスポット1か所につき1個とすること。

- ・スタンプラリー参加時のユーザー登録は、必要な情報（ニックネーム、年齢、居住地等）のみによる申込みとし、個人を特定できる情報（住所、氏名、電話番号等、以下「個人情報」という。）はプレゼントの発送が生じる際にのみ収集すること。また、その旨をユーザー登録時点において参加者が確認できるようにすること。
- ・参加者がスタンプスポットの場所やスタンプ獲得数について、モバイル端末のスタンプラリー画面から確認できるようにすること。
- ・参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにすること。

#### ウ スタンプラリースポットについて

- ・スタンプラリースポットについては受注者からの提案とするが、最終的に発注者と協議の上、決定すること。
- ・スタンプラリースポットの対象数について上限はないが、より多くの観光スポット等を巡るように設定し、最低でも10か所以上を対象とすること。
- ・スタンプラリースポットとの調整については受注者にて実施すること、なお、公共施設の場合には発注者にて協力を行う。
- ・スタンプラリースポット（観光案内板等含む）に機器などを設置する際には事前に発注者と協議した上で設置をすること。

#### エ 広報について

- ・参加者にコンテンツの内容を分かりやすく周知するため、ポスター・チラシ・のぼり旗等の広報PRツールを作成すること。なお、広報PRツールの種類、内容、作成部数については提案とする。
- ・スタンプラリー専用WEBサイトの開設、Instagram等のSNSの活用、マスメディアへのパブリシティ活動による情報発信など、スタンプラリーを効果的に広報できる手段について提案すること。
- ・スタンプラリー専用WEBサイトを開設する場合は、市ホームページ等との連携が図れるようにすること。
- ・広報に関わる費用（広告費、デザイン費、チラシ作成費用など）については受注者にて負担すること。
- ・発注者が報道機関等へ告知を行う際に広報にて使用する情報や素材を提供すること。

#### オ プレゼントについて

- ・スタンプ獲得数に応じたプレゼントの種類及び内容は受注者からの提案とするが、デジタルインセンティブを活用するなど多くの人が受領可能となるような仕組みとすること。
- ・プレゼントを抽選とする場合の応募はモバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとする。
- ・プレゼントを市内で引き換えにする際には、その引き換え先等、発注者と協議の上、決定すること。
- ・個人情報、プレゼントの抽選に応募する時点で収集することとし、プレゼント当選時の連絡のみに利用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにすること。なお、当選者一覧を作成し、発注者へ提出すること。

#### 5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

また、本業務の担当所管との打合せ協議は、毎月1～2回程度、対面又はWEB会議にて実施し、連絡を密に取り、情報共有をすること。

#### 6 再委託等について

##### (1) 業務の再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

##### (2) 地域貢献

受注者は、業務の再委託や物品調達等において、市内事業者を優先的に活用するよう努めること。

#### 7 貸与資料

本業務を履行するに当たり必要な資料等のうち、本市が所有するものについては、可能な範囲で貸与する。

#### 8 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

## 9 秘密の遵守

受注者は、個人情報保護法を遵守し、発注者からの借用物、本業務の内容及び業務に係る資料を発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受注者の社員はもとより、退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

## 10 契約不適合責任

受注者は、本業務完了後であっても、成果品に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受注者の負担にて修正等を行うこと。

## 11 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱う。

- ・納品された成果物や、委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて発注者に譲渡するものとする。
- ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下著作権等という。）は、発注者が保有するものとする。
- ・受注者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格を行使しないものとする。
- ・成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ・成果物や委託業務で作成したチラシ等に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

## 12 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者の指示に従うこと。